

令和5年度 第1回 調布飛行場諸課題検討協議会
次 第

■日時：令和5年5月19日（金曜日）午後3時～

■場所：調布飛行場ターミナル2階防災会議室

■議事：

- 1 令和5年度関連予算について
- 2 自家用機分散移転に向けた取組について
- 3 その他の確認事項について
- 4 その他

資料1 令和5年度関連予算について

1. 移転促進補助制度について（※調整中）

(1) 補助対象者

調布飛行場に自家用機の航空機登録をしており、調布飛行場から移転を行う機体の所有者等（※）
 ※調布飛行場運営要綱の規定に基づき、機体ごとに事前に登録している「操縦者」及び「搭乗者」も含む

(2) 補助対象経費

対象経費	想定経費
① 交通費	○公共交通機関利用の場合 ⇒ 実費負担額 ○自家用車利用の場合 ⇒ 22円※×移動距離（km） ※他事例を参考に設定
② 資機材購入費	移転に伴い必要となる工具、整備機材、消耗品
③ 資機材輸送費	移転先への資機材輸送費
④ その他	自家用機所有者との協議による ※対象航空機を輸送するための整備・点検、操縦費等を想定

(3) 補助期間

移転した日が属する会計年度1年間（②、③、④）。
 ただし、①交通費については移転した日が属する会計年度から5年間交付申請可とする。

(4) 令和5年度予算額
 1000万円

(5) 運用開始時期
 令和5年の夏頃までに規定を整備

2. 分散移転検討調査について

(1) R5年度調査内容

空港等へのヒアリングや、大島空港の整備状況を踏まえ、R5年度は以下の検討に着手
調査委託は **7月契約予定**

① 他空港移転の検討

- 更なる分散移転の可能性を高めるため、首都圏近郊の飛行場に関する情報収集及び移転に必要な対応について検討を行う

令和4年度

- 首都圏飛行場に関する情報収集
- 移転の実現可能性がある空港の抽出

令和5年度

- 必要機能の整理
- 追加設備の検討
- 運用方法の検討

② 大島空港の更なる活用の検討

- 大島空港において、より一層自家用機を受け入れるため、新たな格納庫について検討を行う

大島空港格納庫



(2) R5年度予算額

1000万円

3. 航空機航跡調査について

(1) 概要

調布飛行場を離陸する航空機がAIP（航空路誌）に定められた飛行方法を行っているかを改めて確認するため、レーダーや応答電波、航空機が発する音を観測し、飛行経路を確認する

(2) AIPにより定められている飛行経路

- 滑走路35からの離陸機（北に向かったの離陸機）は、安全な高度に達した後、西武多摩川線と東八道路の交点からJR中央本線の間で左右に変針
- 滑走路17からの離陸機（南に向かったの離陸機）は、安全な高度に達した後、中央自動車道から多摩川の間で左右に変針

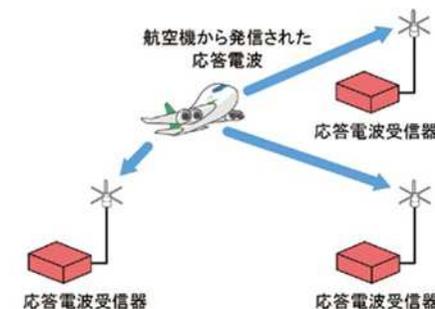
(3) スケジュール

- 7月契約予定**
- 南北の飛行経路それぞれの確認を行うため、夏冬各1週間程度の計測を予定

(4) 調査結果の取扱い

調査結果の取扱いについては、三市と協議

(5) R5年度予算額 1100万円



MLAT（マルチラレーション）方式説明図

4. 大島空港給油施設の整備について

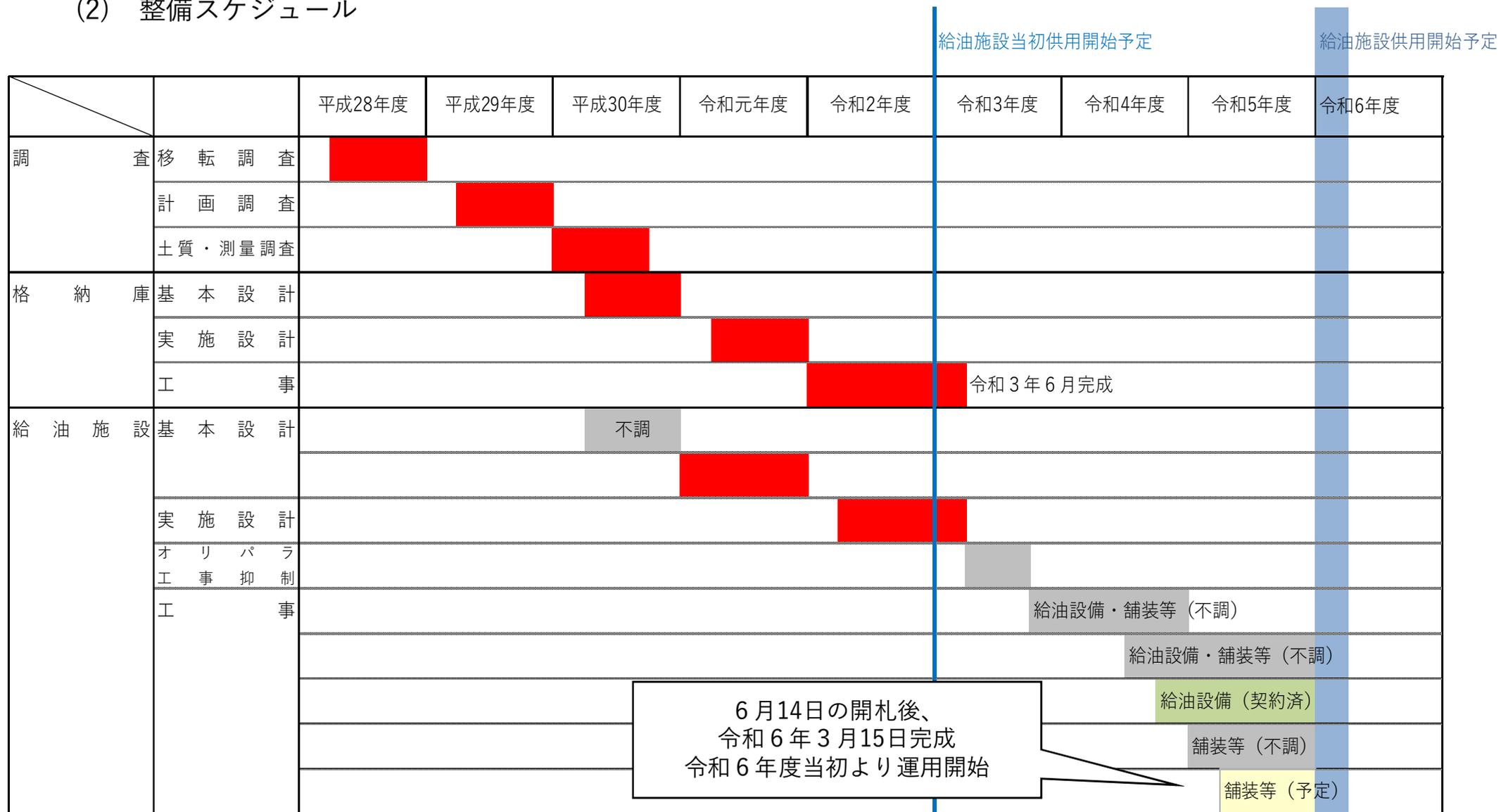
(1) 令和5年4月現在の整備状況

給油設備：開札日 令和5年1月18日
受託者 株式会社タツノ
工期 令和6年3月15日まで
舗装等：発注手続き中（6月14日開札予定）



格納庫：令和3年6月完成

(2) 整備スケジュール



資料2 自家用機分散移転に向けた取組について

1. 自家用機所有者との協議状況について

自家用機所有者に対して、分散移転に向けた取組の一つとしてヒアリングを実施

(1) ヒアリングの対象者

調布飛行場に自家用機の航空機登録をしている機体（17機）の所有者

※所有者区分：企業10機、団体5機、個人2機

(2) ヒアリングの実施時期

令和4年12月～令和5年2月

(3) ヒアリングの実施方法

対面方式又はオンライン方式

※自家用機所有者に対して東京都港湾局離島港湾部職員がヒアリングを実施

(4) ヒアリング結果の概要（初回実施時点の状況）

全17機中2機については、他空港への移転を検討（詳細は確認中）

(5) 今後の取組

都営大島空港への移転をはじめとする自家用機分散移転の早期実現に向けて、継続的な協議に取り組む

2. 自家用機分散移転推進委員会における検討状況について

2023年3月に第3回委員会を、同5月に第4回委員会を開催した。

第3回 調布飛行場自家用機分散移転推進委員会

(幹事会合同開催)

令和5年3月22日(水) 11:00~12:00

第二本庁舎 10階 205会議室

議事次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
 - (1) 移転関連工事の進捗状況
 - (2) 他空港への分散移転について
 - (3) 自家用機団体/所有者への個別ヒアリング
 - (4) 今後のスケジュール
4. その他
5. 閉会

第4回 調布飛行場自家用機分散移転推進委員会

(幹事会合同開催)

令和5年5月11日(木) 15:00~16:00

オンライン会議

議事次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
 - (1) 令和5年度関連予算について
 - (2) 自家用機分散移転に向けた取組について
 - (3) その他確認事項について
4. その他
5. 閉会

3. 新たな移転先確保のための取組状況について

関東近郊にある空港等の管理者に対してヒアリングを行った。

(1) ヒアリングの実施対象

関東近郊に所在する空港等（10箇所）の管理者

(2) ヒアリングの実施時期

令和5年1月～3月

(3) ヒアリングの実施方法

電話による状況確認（常駐機の受入れ可能性について確認）

※各空港等の管理者に対して東京都港湾局離島港湾部職員がヒアリングを実施

(4) ヒアリング結果の概要

1箇所（竜ヶ崎飛行場）において、常駐機の受入れについての可能性はあるものの、現在は駐機スポットの空きが無い状況

(5) その他

- ・各空港に関する状況確認に継続的に取り組む
- ・自家用機所有者との継続的な協議を行う中で、必要に応じて更なる他空港に関する状況確認等を実施予定

資料3 その他確認事項について

1. 墜落事故風化防止の取組について

(1) 令和4年度悉皆研修実施結果

受講者合計：593名

(一般職員523名、管理職70名)

一般職員

実施部署	日時
離島港湾部	令和4年11月25日(金)
東京港管理事務所①	令和4年12月21日(水)
東京港管理事務所②	令和5年1月12日(木)
港湾整備部	令和4年12月22日(木)
東京港建設事務所①	令和5年1月11日(水)
東京港建設事務所②	令和5年1月18日(水)
臨海開発部	令和5年1月13日(金)
港湾経営部	令和5年1月20日(金)
総務部	令和5年1月26日(木)

管理職

第1回	令和5年1月25日(水)
第2回	令和5年2月2日(木)

(2) 「安全の誓い」の碑の設置

令和5年3月24日 石碑設置完了



安全の誓い

平成27年に発生した小型飛行機墜落事故を教訓に、我々は、安全運航への強い意志を持ち続け、空港及び周辺地域の安全確保に努めて参ります。



<設置場所>

(3) 令和5年度の風化防止対策について

- 4月28日に部転入者研修を実施(済)
- 引き続き、局悉皆研修を実施
- 7月26日に、局関係幹部は石碑前で、港湾局一般職員は自席にて、局全員での黙とうを実施予定

2. 調布飛行場で令和5年3月11日に発生した火災について（別紙参照）

3. 取組スケジュールについて

調布飛行場に係る取組（案）（令和5年4月～令和6年4月）

内容		令和5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月
庁内	分散移転推進委員会		★ (11日)			☆ 幹事会			★			☆ 幹事会		
	風化防止対策	★ 部転入者研修			↔ 安全月間						(年度内に港湾局全職員に研修を実施)			
地元市	諸課題検討協議会	担当者連絡会	協議会 (19日)					担当者連絡会	協議会			担当者連絡会		担当者連絡会
	港湾局長の市長面会			★						★				
移転交渉	分散移転推進検討会					個別交渉を中心に行うため、状況に応じて実施								
	個別交渉	全自家用機所有者との協議（移転に前向きな自家用機所有者と重点的に協議）：給油施設等が整った段階での移転の実現に向けて調整を実施												
計画調査	他空港移転関連	↔ 仕様書整理	← 発注手続き		★ 契約								→ 実施	
促進策	移転促進補助	→ 要綱検討	★ 要綱策定											→ 運用
	大島空港飛行訓練承認	←	移転の目途がつき次第 ①管理運営基準に基づく手続き、②大島町へ説明、③AIPの改訂等を実施											
施設整備	給油設備工事	→ 施工中												
	舗装等工事	不調・再起工		開札 (14日)									→ 2/1工期	★ 給油施設稼働
その他	航空機航跡調査	↔ 仕様書整理	← 発注手続き		★ 契約								→	夏冬各1週間程度計測を実施

調布飛行場で令和 5 年 3 月 11 日に発生した火災について

1. 発生場所 南側浸透池付近草地（延焼面積約 1200 m²）別紙のとおり
2. 経緯
 - 9 : 2 0 頃 草刈り作業のため作業員が現地に入り、作業開始
 - 1 1 : 0 0 頃 作業員が現場を離れる
 - 1 1 : 0 0 頃 火災発生、作業員が消火器で消火を試みる
 - 1 1 : 0 4 頃 草刈業者から管理事務所へ火災発生の電話連絡
 - 1 1 : 0 6 頃 滑走路閉鎖決定、空港消防車出動
 - 1 1 : 1 9 頃 隣接する公園利用者からの通報により東京消防庁が指令した近隣消防署の消防車 8 台も順次到着
 - 1 2 : 2 4 頃 火災鎮圧確認
 - 1 3 : 0 4 頃 鎮火確認
 - 1 3 : 1 4 頃 滑走路点検
 - 1 3 : 2 0 頃 滑走路再開
3. 火災の発生状況

草刈業者が作業中、50mほど離れた車に行き、戻ったところ、草刈り機周辺の草が燃えていた。すぐに携行していた消火器で消火を試みたが、火の広がりが早く燃え広がってしまった。
4. 本件に伴う影響
 - (1) 人的・物的被害なし
 - (2) 飛行予定への影響
 - ① 離島便 調布発三宅島行 405 便 約 2 時間遅延、新島発調布行 204 便 約 1 時間 45 分遅延、神津島発調布行 304 便 約 1 時間 30 分遅延、調布発新島行 205 便 約 30 分遅延
欠航は無し
 - ② 事業機 固定翼 1 機、回転翼 1 機が一時他の空港へダイバート
固定翼機 1 機が着陸時間変更
 - ③ 自家用機 影響なし
 - ④ 周辺地域への影響 特になし
5. 火災の原因 エンジンは止めていたが、長時間使用して高温になった草刈り機を草地に置いて目を離してしまったこと
6. 再発防止策
 - (1) 事故発生時には直ぐに現場責任者に報告する等、安全教育訓練を徹底する。
 - (2) 草刈り機の連続作業時間を設定し、上限になる前に作業を中断する。
 - (3) 作業中、草刈り機を置く安全な場所を指定する。
 - (4) 現場責任者が作業全体を観察し、異常があれば即時に対応できるようにする。
 - (5) 上記 (2)、(3) を草刈ハザードマップに記入して、毎回作業員全員で情報共有するとともに、チェックシートで確認する。



滑走路南側浸透池西側



火元となった草刈り機